

環境安全管理協議会規程

環境安全協定に基づき
平成12年2月14日制定

(設置)

第1条 平成11年8月26日付締結した環境安全協定書第2条第4項の規定に基づき、総合研究大学院大学葉山キャンパス内に環境安全管理協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 環境安全計画に関する事項
- (2) バイオテクノロジーの安全管理に関する事項
- (3) 有害物質の範囲に関する事項
- (4) 自己監視の結果に関する事項
- (5) 事故時の対応に関する事項
- (6) その他環境安全協定運用上必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 総合研究大学院大学環境安全総括者
 - (2) 総合研究大学院大学総務課長
 - (3) 葉山町及び横須賀市職員 各1人
 - (4) 湘南国際村運営管理組合、上山口町内会及び湘南国際村町内会から選出された者 各1人
 - (5) 神奈川県職員 1人
 - (6) 学識経験者 2人
- 2 前項第6号の委員は、総合研究大学院大学長が推薦した者をもって充てる。
- 3 第1項第6号の委員の任期は2年とし、再任することができる。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残余期間とする。

(会議)

第4条 協議会に議長を置き、総合研究大学院大学環境安全総括者をもって充てる。

- 2 協議会は、議長が招集する。ただし、委員3名以上の発議があり議長が必要と認めた場合は、協議会を開催することができる。
- 3 協議会は、前条第1項第3号、第4号及び第6号の委員のうち、各号からそれぞれ1人以上出席しなければ開会することができない。
- 4 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指定する委員が議長の職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 協議会の事務は、総合研究大学院大学事務局総務課において処理する。

(費用)

第7条 協議会の運営に係る諸費用は、総合研究大学院大学の負担とする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、協議会の議事及び運営に関し必要な事項は、協議会が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年2月14日から施行する。